

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 29 日（金）第3506号の18



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

訓 令

○地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令 (※) (人事課取扱い) 1

訓 令

鹿児島県訓令第9号

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令

地域振興局及び支庁事務処理規程（平成19年鹿児島県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1の14の項第24号中「（次号に掲げるものを除く。）」を削り，同項中第25号を削り，第26号を第25号とし，第27号から第38号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第3の1の項中「（次項に掲げるものを除く。）」を削り，同表中2の項を削り，3の項を2の項とし，4の項から21の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第4保健福祉環境部の表8の項第3号中「協議の場の設置等」を「構想区域等ごとの協議の場の設置及び地域医療構想の達成の推進に関する関係者との協議」に改め，同表17の項中第19号を第20号とし，第18号を第19号とし，同項第17号中「法」を「法77の2，」に改め，同号を同項第18号とし，同項中第16号を第17号とし，第13号から第15号までを1号ずつ繰り下げ，同項第12号中「55の5」を「55の6」に改め，同号を同項第13号とし，同項第11号の次に次の1号を加える。

| | | | | | | | |
|-------------------------|-----|--|--|---|--|---|----------|
| (12) 進学準備給付金の支給（法55の5①） | 振興局 | | | ○ | | ○ | 事務所 長 |
|-------------------------|-----|--|--|---|--|---|----------|

別表第4農林水産部の表28の項第2号ア(ア)中「18⑰」を「18⑱」に改め，同号ア(カ)を同号ア(キ)とし，同号ア(イ)から(ハ)までを同号ア(ク)から(ケ)までとし，同号ア(ケ)の次に次のように加える。

| | | | | | | | |
|-----------------------------|-----|--|--|---|--|---|----------|
| (イ) 土地改良区の決算関係書類の受理（法29の2④） | 振興局 | | | ○ | | ○ | 事務所 長 |
|-----------------------------|-----|--|--|---|--|---|----------|

別表第4農林水産部の表28の項第3号ア(ハ)中「災害復旧」の次に「又は土地改良施設の突発事故被害の復旧」を加え，同号ア(カ)及び同項第4号ア(カ)中「113の2①②」を「113の3①②」に改め，同号ア(キ)中「1228②」を「122②」に改め，同項第6号ア(キ)を同号ア(ケ)とし，同号ア(ケ)の次に次のように加える。

| | | | | | | | |
|-----------------------------|-----|--|--|---|--|---|----------|
| (キ) 農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地 | 振興局 | | | ○ | | ○ | 事務所 長 |
|-----------------------------|-----|--|--|---|--|---|----------|

| | | | | | | | |
|--|-----|--|--|---|--|---|------|
| を対象とする申請によらない事業の事業計画の概要に係る農地中間管理機構の同意の取得手続(法87の3②) | | | | | | | |
| (ク) 農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地を対象とする申請によらない事業の事業計画の決定に係る市町村長との協議並びに施行地域内に土地改良施設の管理者として土地改良区及び農業協同組合等がある場合の意見の聴取(法87の3⑥) | 振興局 | | | ○ | | ○ | 事務所長 |
| (ケ) 国有地等を事業の施行地域とするための承認申請(法87の3⑦〔5⑥〕) | 振興局 | | | ○ | | ○ | 事務所長 |
| (コ) 農用地以外の土地を事業の施行地域とするための同意の徴集(法87の3⑦〔5⑦〕) | 振興局 | | | ○ | | ○ | 事務所長 |
| (ク) 農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地を対象とする申請によらない事業の事業計画の決定に係る専門的知識を有する技 | 振興局 | | | ○ | | ○ | 事務所長 |

| | | | | | | | |
|--|-----|--|--|---|--|---|----------|
| 術者からの報告の聴取（法87の3⑦〔8②〕） | | | | | | | |
| (シ) 農業用排水施設の変更を内容とする緊急耐震工事計画の決定に係る市町村長との協議並びに現存する土地改良区及び農業協同組合等を農業用排水施設の管理者に予定している場合の協議（法87の4②③） | 振興局 | | | ○ | | ○ | 事務所 長 |
| (ス) 農業用排水施設の変更を内容とする緊急耐震工事計画の決定に係る専門的知識を有する技術者からの報告の聴取（法87の4④〔8②〕） | 振興局 | | | ○ | | ○ | 事務所 長 |

別表第4 農林水産部の表28の項第6号イ(ア)中「87の3①⑦」を「88①⑦」に改め、同号イ(イ)中「87の3①②⑦⑫」を「88①②⑦⑫」に改め、同号イ(ウ)及び(エ)中「87の3④」を「88④」に改め、同号イ(オ)及び(カ)中「87の3⑥」を「88⑥」に改め、同号イ(キ)中「87の3⑥⑩⑬」を「88⑥⑩⑬」に改め、同号イ(ク)を同号イ(ケ)とし、同号イ(キ)の次に次のように加える。

| | | | | | | | |
|--|-----|--|--|---|--|---|----------|
| (ク) 農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地を対象とする申請によらない事業の事業計画の変更及び事業の廃止に係る農地中間管理機構の同意の取得手続（法88⑯） | 振興局 | | | ○ | | ○ | 事務所 長 |
|--|-----|--|--|---|--|---|----------|

別表第4 農林水産部の表28の項第10号ア(カ)中「113の3①」を「113の4①」に改め、同号ア(ク)中「113の3②」を「113の4②」に改め、同号ア(キ)中「113の3②Ⅱ」を「113の4②Ⅱ」に

改める。

別表第4 農林水産部の表中53の項を54の項とし、43の項から52の項までを1項ずつ繰り下げ、42の項の次に次の1項を加える。

| | | | | | | | | | |
|--|-----------------------------|-----|--|--|---|--|---|---------|--|
| 43 森林経営管理法 (平成30年法律第35号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 | (1) 林業経営者に対する指導及び助言(法45) | 振興局 | | | ○ | | ○ | 屋久島事務所長 | |
| | (2) 経営管理についての市町村に対する援助(法49) | 振興局 | | | ○ | | ○ | 屋久島事務所長 | |

別表第4 建設部の表25の項中第31号を第34号とし、第15号から第30号までを3号ずつ繰り下げ、第14号中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に、「85⑤」を「85⑤⑥」に改め、同号を同項第15号とし、同号の次に次の2号を加える。

| | | | | | | | | |
|---|-----|--|--|---|--|---|--------------------|--|
| (16) 増築等を2以上の工事に分けて行う建築物の工事の全体計画認定及びそれらの工事の状況報告の徴収並びに全体計画に従って工事を行っていない場合の措置命令及び取消し(法86の8①④⑤⑥) | 振興局 | | | ○ | | ○ | 屋久島事務所長 徳之島事務所長 | |
| (17) 増築等を2以上の工事に分けて行う建築物の工事の全体計画変更認定並びに全体計画に従って工事を行っていない場合の措置命令及び取消し(法86の8③⑥) | 振興局 | | | ○ | | ○ | 屋久島事務所長 徳之島事務所長 | |

別表第4 建設部の表25の項中第13号を14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号中「敷地等」を「敷地」に、「43①」を「43②Ⅱ」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

| | | | | | | | | |
|----------------------------|-----|--|--|---|--|---|--------------------|--|
| (10) 敷地と道路との関係に係る認定(法43②Ⅰ) | 振興局 | | | ○ | | ○ | 屋久島事務所長 徳之島事務所長 | |
|----------------------------|-----|--|--|---|--|---|--------------------|--|

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。